

## 串間市新卒者等就労奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の地元就職及び移住者の定住促進を図るため、常用雇用者として雇用された新卒者（以下「新卒者」という。）及びU J I ターン者に対し、予算の範囲内において、就労奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新卒者 雇用される年の3月に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校並びに特別支援学校における幼稚部及び小学部を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校を卒業した者をいう。
- (2) U J I ターン者 奨励金を交付する年度（以下「当該年度」という。）及びその前年度に市に転入した者。ただし、Uターン者は、市から転出をした日から起算して当該転入をした期間が1年を超えているものに限る。
- (3) 事業主 市内に本社、支店等（以下「事業所」という。）を有し、事業を営む者
- (4) 常用雇用者 次のいずれにも該当する者をいう。
  - ア 期間の定めのない契約により雇用された者
  - イ 1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された者
  - ウ 雇用保険の一般被保険者

(交付対象者)

第3条 交付の対象となる新卒者及びU J I ターン者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に該当する常用雇用者とする。

- (1) 当該年度の4月1日から8月31日までに事業主に雇用された者
  - (2) 当該年度の前年度9月1日から3月31日までに事業主に雇用された者。ただし、平成29年度に限り、当該年度の前年度4月1日から3月31日までに雇用された者
  - (3) 認定申請日において、市内に住所を有し、5年以上串間市に定住する意思がある者
  - (4) 労働契約等により勤務地域が限定されていることで串間市に定住することが担保される者
  - (5) 雇用された日以後、6か月以上、同じ事業主に雇用されている者
  - (6) 市税等の滞納がない者
  - (7) 事業主又は事業所の取締役若しくは監査役の2親等以内の親族でない者
  - (8) 45歳未満の者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、交付対象者としなないものとする。

- (1) 串間市職員定数条例（昭和 38 年串間市条例第 35 号）に規定する職員
- (2) 転勤その他の事由により串間市に定住することが担保されない者

3 同一の交付対象者への奨励金の交付は、1 回を限度とする。

（事業所の取組）

第 4 条 交付対象者を雇用する事業所は、次のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 串間市起業・既業支援プロジェクト事業補助金交付要綱（平成 27 年串間市施行）第 3 条第 4 号又は第 5 号に規定する事業に取り組む事業所
  - (2) 雇用するにあたり、地域限定採用枠又はそれに類する設定をしている事業所
- （奨励金の額）

第 5 条 奨励金の額は、交付対象者 1 人につき 10 万円とする。

2 奨励金は、串間市共通商品券をもって充てるものとする。

（認定申請及び認定）

第 6 条 交付対象者に該当する見込みがある者は、就労奨励金交付認定申請書（別記様式第 1 号）に必要書類を添えて、雇用した事業主（支店等の場合は、その最高責任者を含む。以下同じ。）を通して、当該年度の 9 月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、就労奨励金交付認定通知書（別記様式第 2 号）により事業主を通して通知するものとする。

（認定の取消し）

第 7 条 市長は、交付対象者に該当する見込みがある者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付認定を受けたとき。
- (2) 交付対象者が、雇用された日から 6 か月を経過した日に市内に居住していなかったとき。

（交付申請及び実績報告）

第 8 条 第 5 条第 2 項に規定する交付認定を受けた交付対象者は、雇用日から起算して 6 か月を経過したときは、当該年度 3 月 15 日までに、就労奨励金交付申請書（別記様式第 3 号）を事業主を通して提出しなければならない。

2 事業主は、前項の申請書に実績報告書（別記様式第 4 号）を添付しなければならない。

（交付決定）

第 9 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、就労奨励金交付決定通知書（別記様式第 5 号）により事業主を通して交付対象者に通知するものとする。

（調査等）

第 10 条 市長は必要があると認めるときは、交付対象者に対し、奨励金の交付に関する必要な事項について、就労状況等を調査することができる。

(返還)

第 11 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部又は一部について、現金による返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により奨励金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、事業所の都合によりこの要綱の規定に違反する状況が交付対象者に生じた場合は、事業所に対して、当該交付対象者の奨励金の全部又は一部について、現金による返還を命ずることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の串間市新卒者等就労奨励金交付要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の申請に係るものから適用し、同日前に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 29 日から施行する。

年 月 日

串間市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

### 就労奨励金交付認定申請書

就労奨励金の交付認定を受けたいので、串間市新卒者等就労奨励金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

#### 記

#### 交付対象者

フリガナ 氏名及び性別	男・女	生年月日	年 月 日
住 所	串間市		
卒業した学校名		卒 業 年月日	年 月 日
雇用年月日	年 月 日		
①私は、就労奨励金の交付に関する内容確認のため、交付決定の日から5年間、個人情報（住民基本台帳等の内容確認、納税状況確認等）を公簿等により確認することについて同意します。			
②私は、5年以上串間市に定住する意思があり、串間市民としての義務を果たします。			
③串間市新卒者等就労奨励金交付要綱第11条の規定により奨励金の返還を命じられた場合は、速やかに返還に応じます。			
交付対象者署名			印

#### 添付書類

- (1) 就労証明書
- (2) 卒業証書又は卒業証明書の写し
- (3) 雇用契約書の写し（雇用契約の内容が確認できるもの）
- (4) 住民票
- (5) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

串間市長 様

所在地  
事業所名  
事業主名  
電話番号

印

### 就労証明書

下記の者は、当事業所の従業員として就労していることを証明します。

いずれの者も事業主又は事業所取締役若しくは監査役の2親等以内の親族でない者であることを証明します。

また、勤務地域を限定しており、転居を伴う転勤は不要であることを証明します。

#### 記

- 1 交付対象者名 \_\_\_\_\_
- 2 雇用年月日 \_\_\_\_\_
- 3 雇用期間 期間の定めなし
- 4 1週間の所定労働時間 \_\_\_\_\_ 時間
- 5 勤務地域 \_\_\_\_\_

別記様式第1号（その3）（第6条関係）

年 月 日

串間市長 様

所在地  
事業所名  
事業主名  
電話番号

印

## 事業取組証明書

当事業所は、串間市新卒者等就労奨励金交付要綱第2条第4号の規定に基づき、下記の事業に取り組むことを証明します。

### 記

- 1 起業・既業支援プロジェクト事業補助金交付要綱第3条第4号（スキルアップ研修事業）
- 2 起業・既業支援プロジェクト事業補助金交付要綱第3条第5号（新卒者等雇用促進事業）
- 3 地域限定採用枠等の設定

様

串間市長

### 就労奨励金交付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった就労奨励金の交付認定について、串間市新卒者等就労奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり認定することに決定したので、通知します。

#### 記

1 認定された交付対象者名 \_\_\_\_\_

2 認定条件

交付対象者の雇用日から起算して6か月を経過したときは、当該6か月を経過した日から当該年度3月15日までに、就労奨励金交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出すること。

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

串間市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

### 就労奨励金交付申請書

就労奨励金の交付を受けたいので、串間市新卒者等就労奨励金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 交付申請額 100,000円
- 2 添付書類 就労奨励金交付実績報告書（別記様式第4号）



別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

串間市長 様

所在地  
事業所名  
事業主名  
電話番号

印

## 就労奨励金交付実績報告書

就労奨励金の交付認定を受けた交付対象者について、下記のとおり実績を報告します。

### 記

- 1 認定を受けた交付対象者名 \_\_\_\_\_
- 2 添付書類
  - (1) 出勤簿の写し
  - (2) 賃金台帳の写し
  - (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し
  - (4) 就労奨励金交付認定通知書の写し
  - (5) 串間市新卒者等就労奨励金交付要綱第4条に規定する事業所の取組がわかる書類

年 月 日

様

串間市長

印

## 就労奨励金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった就労奨励金について、串間市新卒者等就労奨励金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

### 記

1 交付決定額 100,000円

2 交付条件

- (1) 市内に住所を有し、5年以上定住すること。
- (2) 継続して就労すること。
- (3) 串間市新卒者等就労奨励金交付要綱に違反した場合は、就労奨励金を現金により返還すること。